

かごしま屋 出品要領

(一社) 鹿児島県商工会議所連合会

1. 趣旨

本要領は、(一社) 鹿児島県商工会議所連合会 (以下、県連) が運営するかごしま屋 K I T T E大阪 (以下、かごしま屋) において、県連と商品を出品する事業者が円滑な連携が行えるよう、以下、要件等について記載する。

2. 販売場所

かごしま屋 K I T T E大阪 [大阪府大阪市北区梅田3丁目2番2号 K I T T E大阪2階220区画] 及び、県連が運営するネットショップ 等

3. 取扱商品の選定

1) 基本方針

鹿児島県内の商工会議所会員事業者の販路拡大及び新商品開発を促し、かごしま屋にて販売することが適当と認められた商品を選定する。

2) 取扱商品

かごしま屋で取扱う商品は、次の項目を満たすもの。

- ① 鹿児島県内の素材を利用し、県内で製造・加工しているもの
- ② 鹿児島県内の素材を利用し、県外で製造・加工し、県内素材を利用していることを明示しているもの
- ③ 県外の素材を利用し、県内で製造・加工しているもの
- ④ 原則、農林水産物、生鮮品、工芸品については取扱対象外とするが、県連が特に必要と判断したものについては個別協議にて取扱いを検討する。

3) 出品者

出品者とは、次の項目を満たすもの。

- ① 鹿児島県内のいずれかの商工会議所の会員事業者であること
- ② 官公庁より受けた営業許可等を有していること
- ③ 商品の販路拡大・ブラッシュアップ等に意欲があること
- ④ その他、本事業の目的に賛同いただける事業者

4) 関係法令、商品管理運営上の必要な要件

出品商品については、次の関係法令及び商品管理要件を満たすもの。

- ① 食品安全基本法、食品衛生法、景品表示法、食品表示法、計量法等その他関係法令等に定められる規定に違反していないこと

- ② 原則、JANコード（標準タイプ13桁または短縮タイプ8桁）が登録された商品であること
- ③ 商品としての品質・衛生管理が適正に行われていること（確認のための生産情報の記録や検査記録、社内規則、製造過程の衛生管理マニュアル等の提出ができること）
- ④ 各種賠償保険等（ビジネス総合保険・PL保険等）に加入し、商品が原因による事故等が発生した場合に、被害者の救済が確実にできること
- ⑤ 特許、実用新案等の係争中では無い商品、あるいは係争のおそれのない商品であること

4. 取引条件

かごしま屋では、次の項目について、県連と出品者双方の間で合意が得られた上で取扱う。

- ① 販売の条件
原則、消化仕入方式とする。ただし、焼酎・アルコール類は別途協議する。
- ② 出店料
出店料は無料とする。
- ③ 販売手数料
消化仕入方式の販売手数料は30%とする。ただし、県連が指定する商品・イベント等については別途協議する。
- ④ 発注方法
出品申込時に定めた発注先に、原則、メールにてかごしま屋より発注し、出品者は受注後速やかに対応すること。
- ⑤ 決済条件
売上代金は毎月末で締め、原則として翌月末日までに、出店者が指定する口座に振り込む。ただし、オープン時（7/29～7/31）の売上代金は8月分に含める。
- ⑥ 配送費
納品の際の配送費等は原則、出品者が負担する。
- ⑦ 返品について
販売期限が終了もしくは賞味期限が近付いたものについては、原則、出品者との間で定めた取扱い（試食・返品・廃棄）による。なお、返品は着払いとする。
- ⑧ その他、記載のない項目については、県連と出品者で協議する。

5. 商品の入替

- ① 店舗陳列には限りがあるため、販売状況等を勘案し、商品の入れ替えを行う場合がある。
- ② 商品陳列については県連が決定する。

6. 出品商品の規格等変更

- ① 出品中の商品規格・表示・価格を変更する場合は、速やかに県連が定める書式にて事務局へ届け出る。
- ② 商品の製造・販売を中止した場合等は、速やかに県連が定める書式にて、事務局へ届け出る。